

国内経済要録

◇高率適用手続の一部改正

本行はこのほど高率適用手続の一部を改正、10月1日から実施することとした。従来の高率適用制度は、適用先の実質的な流動資産額に一律の乗率を乗じて最低歩合適用限度額を算定していたが、このような方法では例外的罰則的な制度本来の性格を十分に発揮しえないうらみがあった。今回の改正は、最近の一定期間における取引先銀行の貸出および外部負債の増減など業態のいかに乗率に反映させようとするものであり、これによつて最低歩合適用限度額は毎月取引先ごとに個別に変動することになる。

◇農林中央金庫に対する本行保有手形の売却

本行では10月14日、第3四半期の農林中央金庫の余裕金吸収対策として本年4月来地方銀行に対してのみ行ってきた本行保有手形の売却(いわゆる売オペレーション)を、地方銀行と同一条件(売出しレート日歩2銭1厘)で農林中央金庫に対しても行うこととした(4月号参照)。

◇米ドル表示外国為替引当貸付利子歩合の変更

米国市中金利の変動に伴い、本行は米ドル表示手形を引当とする外国為替引当貸付の利子歩合を次の通り変更した。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
9月17日	日歩 6厘	日歩 7厘

◇第8次綿花借款の国内運用について

第8次綿花借款の国内運用は、次の点を除きおおむね現行の取扱に準じ、9月末から開始された。

(1) 貸付金利

本行金利(為替銀行負担)

年利 4.25% (第7次、年利 5.0%)

為替銀行金利(業者負担)

年利 4.95% (第7次、年利 5.85%
ただし銀行間の申合せによる
実際適用金利 5.7%)

(2) 担保手形

本行が為替銀行から徴求する担保手形は、米貨表示一覽払利付為替手形(第7次までは円貨表示一覽払利付為替手形)とし、今回から従来為替銀行に認めていた担保手形の代理占有の取扱を廃止した。

◇政府短期証券金利の引上げ

大蔵省は、政府短期証券の金利を現行の日歩1銭5厘5

毛から1銭6厘5毛へ引き上げ、9月22日以降公募分より適用することを決定した。

◇大蔵大臣名義米ドル外貨預金金利の引上げ

海外における預金金利の上昇に伴い、大蔵省では東京銀行を除く本邦側甲種為替銀行11行に対する大蔵大臣名義米ドル外貨預金金利を次の通り引き上げることとした。

(実施日)	(改訂前)	(改訂後)
10月4日	年利 1.75%	年利 2%
10月17日	" 2%	" 2.25%

◇昭和33年度下期外貨予算の決定

政府は9月26日の閣僚審議会で、昭和33年度下期外貨予算を総額2,213百万ドル(前期比154百万ドル増)と決定した。その概要は下表の通り。

(1) 輸入貨物予算

今次予算の特色としては、

㊦ 豊作見込から米の予算を大幅に削減したほか、石油、原綿、木材、砂糖などについては不況対策を加味して若干低目に押えたこと、

㊦ その他は大体「たつぷり予算」を計上したが、とくに米、原綿などについては予算不足の場合を考慮し予備費を増額したこと、

㊦ 買付を弾力的かつ有利にするため、上期同様決済通貨を指定せず全額グローバル予算としたこと、
などが挙げられるが、結局物資別予算1,557百万ドル、予備費200百万ドル、計1,757百万ドルと前期比129百万ド

33年度下期外貨予算

(単位・百万ドル)

区 分	33年度下期	前 期 比 増 減 (△)
輸入貨物予算		
FA制(外貨割当制)品目	1,157	9
AA制(自動承認制)品目	400	20
予 備 費	200	* 100
計	1,757	129
貿易外支払予算		
計 画 項 目	406	△ 25
予 備 費	50	* 50
計	456	25
合 計	2,213	154

(注) *は組替後

ルの増加となつた。

(2) 貿易外支払予算

予備費の増加により総額は456百万ドルと前期比25百万ドルの増加となつているが、項目別には

- (1) 邦船積取比率の上昇、外船長期用船契約の解除などを見込み運輸関係の支払予算を削減したこと、
 (2) 長期資本取引予算を減少したこと、

などが目立っている。

◇IMFからの買入米貨125百万ドルの返済

政府は最近の国際収支好調に伴う外貨準備高の増加傾向にかんがみ、昨年7月および8月にわたり国際通貨基金から円貨を対価として買い入れた米貨125百万ドル全額を本年中に返済(米ドルによる円貨の買戻し)を行うことに決定、9月25日その半額62.5百万ドルの返済を行った。

◇ユーザンス金利の変更

海外における諸金利の変動に伴い、本邦側甲種為替銀行ではユーザンス金利をそれぞれ次の通り変更した。

(実施日) (改訂前) (改訂後)

○英ポンド建邦銀ユーザンス

9月19日 年利 7.875%以上 年利 7.625%以上

○米ドル・ユーザンス

9月19日 " 4.875%以上 " 5.125%以上

10月6日 " 5.125%以上 " 5.375%以上

◇信託銀行などの貸出金利引下げ

本行公定歩合の引下げに伴う全国銀行協会連合会の貸出金利引下げ申合せ(前月号参照)に追随し、信託銀行、農林中央金庫、生命保険および損害保険会社では次のごとく

区 分	実施日	改訂前	改訂後
(信託銀行)			
指定金銭信託の貸出利率		銭	銭
1件 300万円超	9月16日	2.40	2.30
1件 300万円以下		2.50	2.40
(農林中央金庫)			
系統外貸出金利			
1件 300万円超	9月16日	2.40	2.30
1件 300万円以下		2.50	2.40
(保険会社)			
1件 300万円超	生命保険 9月16日	2.50	2.40
1件 300万円以下	損害保険 10月1日	2.60	2.50

貸出金利の引下げ方を決定した(信託銀行、保険会社についてはそれぞれ関係協会の申合せ)。

◇全国信用金庫連合会のコール・マネー利率引下げ

全国信用金庫連合会においては、全国銀行協会連合会のコール・レート1厘下げの申合せ(前月号参照)に伴い、会員金庫から取り入れるコール・マネーの利率を次の通り日歩1厘引き下げ、9月16日から実施した。

	(旧利率)	(新利率)
1か月物	日歩2銭6厘	日歩2銭5厘
無条件物	" 2銭3厘	" 2銭2厘

◇証券金融会社の基準日歩引下げ

日証金、大証金、中部証金の3証券金融会社では、公定歩合の再引下げに伴い、10月1日その基準日歩を大蔵大臣の認可を得て次のごとく引き下げた。

貸借取引関係金利	(改正前)	(改正後)
融資金利	日歩2銭8厘	日歩2銭6厘
貸株代り金金利	" 1銭8厘	" 1銭6厘
一般貸付関係金利	" 2銭8厘以上	" 2銭7厘以上

(ただし中部証金は据置)

◇各取引所および証金の株式証拠金率引上げ

10月13日全国証券取引所および証券金融会社は、最近の株式市況の状況にかんがみ、信用取引の行過ぎを抑制するための措置として、以下のごとき自主規制措置を実施することとした。

(1) 10月16日以降信用取引全銘柄の新規売買分については、証券業者が顧客から徴求する委託保証金率を現行の30%から40%に引き上げる。

(2) 証券金融会社は、10月13日約定の会員別信用取引差引融資残高(いわゆる日証金残高)を基準とし、これを越えた場合にはその超過額について証券業者が日証金に差入れる貸借担保金率を、現行の30%から40%に引き上げる。

◇日本・ニュージーランド通商協定の調印

先般来、政府はニュージーランドとの間に通商協定の締結につき交渉を進めていたが、このほど合意に達し、9月9日関税および輸出入制度上相互に最恵国待遇を与えることを主な内容とする通商協定に調印(ウエリントンにおいて)した。